

他の取引参加者に発注を委託する取引参加者に関する制度整備について

2023年10月26日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

昨今、取引参加者においては、顧客に応じた多様なサービスの提供が求められていると同時に、ビジネス・スタイル自体も変化してきています。そうした状況に柔軟かつ的確に対応することは、より多様な投資家が市場にアクセスしやすくなり、市場の厚みや価格形成に資するだけでなく、投資家の裾野拡大や「貯蓄から投資へ」の動きに貢献するものと考えます。

こうした中、新たな選択肢の一つとして注文執行をアウトソーシングすべく、自らは直接当取引所に発注せず他の取引参加者を經由して発注する（発注を委託する）ことにより当取引所の市場において売買を行うニーズが寄せられています。

そこで、以下のとおり、こうした発注形態を採用することも制度上可能であることや、その場合には注文管理等を委託先の取引参加者のみに依存せず自らも適切に管理する義務を負うことを明確にして、市場の公正性・透明性等を維持しつつ、取引参加者のビジネス・スタイルの多様化に対応するべく所要の制度整備を行うこととします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 取引参加者が発注を委託することにより当取引所市場において売買を行う場合の手続き等 (1) 承認手続き	<ul style="list-style-type: none">取引参加者が、自らは直接当取引所に発注せず、継続的に主として他の取引参加者に発注を委託することにより当取引所市場において売買を行うことが可能であることを明確化します。この場合、発注を委託する取引参加者は、あらかじめ当取引所の承認を受けることとします。その際、当該発注を委託する取引参加者は発注を受託する取引参加者を指定することとします。	<ul style="list-style-type: none">「継続的に」：例えば、自社のシステム障害時等の一時的な対応や、新規に取引資格を取得した場合において自社システム整備等の短期間（概ね6か月以内を目途）に限定して、自社の注文の全部について他の取引参加者に発注を委託する場合には、当取引所の承認を受けることは不要とするものです。「主として」：取引参加者が当該取引参加者の当取引所市場における売買代金の5割以上の売買を他の取引参加者に発注を委託することにより行うことが見込まれる場合を目安としつつ、当該発注を委託する取引参加者

項目	内容	備考
(2) 承認後の手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の承認を受けた取引参加者は当取引所市場における売買契約の当事者にはならないものの、取引参加者としての各種の責任・義務を負うことを明確化します。 ・ 前述の承認を受けた取引参加者が、すべての売買を他の取引参加者に発注を委託することにより行う場合は、当取引所の承認を受けることで、清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）の業務方法書に規定する現物清算資格をいいます。）を取得せず、また、指定清算参加者を指定しないことを可能とします。 ・ （１）の承認を受けた取引参加者は、発注を受託する取引参加者との間で、発注の委託に関する契約を締結し、その契約内容について当取引所に届け出るものとします。 ・ その他、（１）の承認を受けた取引参加者は発注を受託する取引参加者を追加・変更する場合にはあらかじめ当取引所にその旨を届け出るほか、所要の手続き等を行うこととします。 	<p>の売買の態様等を加味します。例えば、特定の発注ルートについてのみ他の取引参加者に発注を委託するような限定的なケースは、当取引所の承認を受けることは不要とするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注を委託する取引参加者とそれを受託する取引参加者とが、それぞれその役割（顧客からの受託や当取引所市場への発注など）に応じて取引参加者としての各種の責任や義務を果たすことが求められることを明確にします（発注を委託する取引参加者は、例えば誤発注時の対応の主体になるほか、当該委託に係る取引に関する取引手数料及び取消料も含めて当取引所に支払うものとしします。）。（※）特に売買管理体制等については２．参照 ・ 発注を受託する取引参加者が当取引所市場における売買契約締結当事者になることから、当該発注を受託する取引参加者がクリアリング機構との決済を行うこととなります。

項目	内容	備考
2. 売買管理体制・注文管理体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. (1) の承認を受けた取引参加者にも、通常取引参加者と同様に売買管理体制及び注文管理体制を整備することを求めます。 ・ 1. (1) の承認を受けた取引参加者から発注を受託する取引参加者は、当該受託による注文を識別できるよう、当取引所が定めるところに従い対応を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発注を受託する取引参加者と連携して、体制を整備することを求めます。 ・ 具体的には発注を受託した注文を当取引所市場に発注する仮想サーバについて、発注を委託した取引参加者専用として用い、コードを付与することが考えられます。 ・ これにより、当取引所は発注を委託する取引参加者の売買状況を直接把握することができ、通常取引参加者と同様の売買監理等を行うことが可能となります。
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

2023年度第4四半期を目途に実施します。

以上